

○飯塚市地籍調査作業規程

平成18年3月26日  
飯塚市告示第40号

(趣旨)

第1条 この告示は、国土調査法(昭和26年法律第180号)第6条の4に規定する地籍調査を行うため、必要な事項を定めるものとする。

(測量の方法)

第2条 地籍測量は、数値法とする。

(面積測定)

第3条 面積測定は、座標値により座標法とする。

(作業等)

第4条 地籍調査の実施については、地籍調査作業規程準則(昭和32年総理府令第71号)を準用する。

附 則

この告示は、平成18年3月26日から施行する。